

第 4 0 1 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 1 2 月 6 日開催

第401回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和6年（2024年）12月6日（金） 午前11時から

開催場所 県庁行政棟本館 13階 1302会議室

出席者

（出席委員）江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 廣田幸英 深川英穂
澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 藤木美才 藤田香織 田中愛美

（欠席委員）桑原千知 田代龍也 一宮睦雄

（水産研究センター）資源研究部長 吉村直晃

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣、主幹 大塚徹、参事 佐藤陽
主任技師 丸吉浩太

（事務局）審議員 清田季義 主幹 堀田英一 主幹 中根基行 参事 徳留剛彦
技師 對馬康史

議 事

（1）議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第2号議案

熊本県資源管理方針の改正について（諮問）

第3号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について（諮問）

第4号議案

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の改正について（諮問）

第5号議案

令和6年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会について（協議）

（2）報 告

くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第４０１回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、１５名中１２名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第５条第１項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第４０１回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を１部と「漁業法関係法令集」という冊子を１部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

今回、第４０１回ということで、ご出席いただきありがとうございます。１２月に入り、今年もわずかですが、天草では水揚げがかなり悪い状況です。また、八代海は赤潮がだいぶ落ち着いてきましたが、養殖業者の方にはかなり厳しい１年であったと思います。来年は赤潮が出ないよう願うばかりですが、対策も講じていただきたいと思います。

ただ今から第４０１回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入る前に、海区漁業調整委員会規程第１０条で定められております議事録署名者については、本日は、廣田委員と深川委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。

第１号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料２ページから７ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から１枚目のスライドの２番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、げんしき網漁業など３つの漁業です。

まずは、げんしき網漁業についてです。法令集は上から１枚目の裏面の３番に漁法を４番に操業区域や隻数を示しています。げんしき網漁業では、スライド３番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえば等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド４番の参考図に赤線で囲われた海域の不知火海及び天草有明海を組み合わせた海域になります。許可予定の隻数は３隻、その他の内容は資料２、３ページに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については、以上です。

次は、いかかご漁業についてです。スライドは、５番に漁法を６番に操業区域や隻数を示しています。スライド５番の図のような漁具により、いかを漁獲します。漁業時期は１２月から６月までとなっており、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド６番の参考図に示しております共同漁業権漁場と天草有明海の公海部分を組み合わせた区域となります。許可予定の隻数は１隻、その他の内容は資料４ページから５ページに記載のとおりとなっております。いかかご漁業については、以上です。

その他のかご漁業についてです。スライドは、７番に漁法を８番に操業区域や隻数を示しています。スライド７番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は３月から１１月までとなっています。操業区域はスライド８番の参考図に緑色で色付けしている天共第１０号共同漁業権漁場内新和地先です。許可予定の隻数は２隻で、その他の内容については、資料６ページから７ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド９番をご覧ください。申請期間は、令和６年１２月１６日から令和６年１２月２０日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から第１号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

それでは特に無いようですので、第１号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第2号議案、「熊本県資源管理方針の改正について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

第2号議案「熊本県資源管理方針の改正について」諮問させていただきます。

まず、今回の諮問に至る経緯についてご説明いたします。

国は改正漁業法に基づき、水産資源の適切な資源管理を行い、資源水準を維持・回復させていくため、科学的な資源評価に基づくTACによる数量管理を進めております。TAC管理を行う魚種は、「特定水産資源」として国の策定する資源管理基本方針及び都道府県が策定する資源管理方針に位置付けられることとなりますが、本年11月21日、国の策定する資源管理基本方針の改正が官報に掲載され、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群、まだい日本海西部・東シナ海系群の3魚種が新たに特定水産資源として位置付けられました。

このうち、まだい日本海西部・東シナ海系群については本県においても漁獲される魚種であることから、本県で策定する熊本県資源管理方針に位置付ける必要があり、今回諮問させていただくものです。

続いて、諮問内容である熊本県資源管理方針の改正内容についてご説明します。今回の改正点は、先ほどご説明しました、新たに特定水産資源として、「まだい日本海西部・東シナ海系群」を追加するもの、加えて、既存魚種の記載にある敷網漁業の漁獲努力量の変更についてです。

まず、「まだい日本海西部・東シナ海系群」の追加についてご説明します。

資料は資源管理方針案の全体を掲載しておりますが、このうちまだいが掲載される資料22ページをご覧ください。こちらは、熊本県資源管理方針の改正案のうち、国の作成する記載例に倣って作成しましたまだい日本海西部・東シナ海系群の記載案であり、知事管理区分の設定や配分基準等について定めております。これまで、本魚種については国と関係漁業者との協議を踏まえ、令和7年1月からステップアップ管理を開始することとされており、本記載案の第5において、ステップアップ管理を行う旨を明示しております。

資料33ページをご覧ください。ステップアップ管理について簡潔にご説明します。ステップアップ管理とは、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的にTAC管理を進めるものです。資料に記載のとおり、ステップアップ管理は3段階設定され、漁獲報告のみを行うステップ1、TAC数量を試験的に分配するステップ2、採捕停止命令を伴う通常のTAC管理を行うステップ3に分かれており、約3年間で想定しているステップ1から2の期間に、TAC管理に係る課題の解決に向けて十分な進展があった場合に限り、通常のTAC管理であるステップ3に移行するというものです。なお、本県においてステップ

アップ管理を行う魚種は、本改正により今年から開始しました、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群の3魚種となります。以上がまだいを特定水産資源に位置付ける改正についてです。

続いて、敷網漁業の漁獲努力量の変更についてご説明します。

資料34ページをご覧ください。34ページからは今回の改正に係る新旧対照表を示しており、本ページの最下部にまあじの漁獲努力量の設定箇所が記載されております。漁獲努力量の設定は、熊本県資源管理方針別紙1に位置付ける特定水産資源のうち、本県では漁獲可能量の数量が明示されていない魚種に対して第4の欄で設定しており、現行の漁獲努力量を著しく増加させないために設定しているものです。

他方で、敷網漁業においては、現行の許可数16に対し60隻と設定されており、過大な隻数の設定となっておりました。そのため、現行の許可の定数と現在の許可数を反映し、現行方針で敷網の隻数を設定しているまあじ、まいわし、するめいか、まさば・ごまさば、かたくちいわし、うるめいわしについて、敷網の漁獲努力量の上限を22隻に改めたく考えております。なお、この22隻の数については、令和3年に海区調整委にお諮りしました、本県の漁業許可取扱方針に位置付けられた上限隻数となっています。

説明は以上になります。なお、今回の資源管理方針（案）につきまして、国の承認を受ける必要があり、その際に生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等について、県に御一任いただきますよう、併せてお願いいたします。御審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただいま水産振興課からの第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問ございませんか。

議長

これ、マダイは、一方的に持っていくのか。

水産振興課

マダイの特定水産資源の設定については、国の方の基本方針に位置付けられたものですので、都道府県もそれに基づいて漁業法において、方針に設定をするという形で規定されております。ただ、この先のTAC管理の話として、数量制限の措置がかかるような段階までにおいては、数々の課題点について見ると、情報がないところもあると思いますが、そこも見ながら関係者でやった上で、ステップ3のTAC魚種に進めるとい形になりますので、決定するまでの段階において、課題解決に向けた懸念等を議論しながら進めていくという形になります。

議長

このマダイに関しては、私もいろんなところの会議で、水産庁とも、かなり話をしたんですけど、一番疑問なのは、やはり漁業者は放流事業を行っているわけですね。それと同時に遊漁の方は、規制がないんですよ。ですから、おかしいじゃないかと。漁業者は放流事業を行ってい

るのに規制をかけ、遊漁は何も規制がない、そういう話があるのかということの水産庁に相当言ったんです。大分、緩和してきたんですけど、やはり漁業者を規制するなら、同時に遊漁者も規制をかけてくれと、大分言うんですけど、水産庁は、なかなか主張を曲げませんよ。

地元の漁業者で辞められた方が、近場でマダイやヒラメが釣れるものですから、2、3尾釣れても、TAC管理にすると、市場に出せないような状況になれば、かなり厳しい状況になるんじゃないか。水産庁がどう考えて、言っているのか。県からも水産庁と話し合いをしてもらってるんですけど、どうにもできないと言うような状況です。

水産振興課

ご意見ありがとうございます。今、会長から説明があったとおり、まだいに関しましては、遊漁の問題があります。これにつきましては会長からも、いろいろな会議の場で、国に訴えていただきましたので、今年度、国が天草地区を対象に遊漁の実態調査を行っています。この結果も含めまして、今後の進め方については、また皆さんからもご意見いただきながら、県の考えというものを国には伝えていきたいと思っております。その中で、説明にもありましたとおり、3年かけて課題とかを洗い出しながら、引き続き国には訴えて参りますので、どうぞこれからもご意見をよろしくお願いします。

議長

何かご質問ございませんか。

藤田委員

遊漁で獲られている魚の量は、どれぐらいですか。

議長

結局、遊漁で獲られている数量はわからないんですよ。遊漁は釣っただけ持ち帰ってしまう。それと私が一番懸念しているのは、おそらく、遊漁の方は規制をかけても、市場に水揚げしないわけですから、家に持ち帰ってさばいたり、食べたりしてしまうので、それを把握するのはかなり難しいかなと。それと、漁協は、ヒラメやマダイの放流事業をやってるわけですね。そしたら、水産庁がそういう漁業者に規制をかけるなら、もう放流事業は国の方で予算を組んでやってくれという要望をずっとしているところです。県の方も交え検討して、国の方で放流事業を行ってくれと言っております。

水産庁のすることはどうも、腑に落ちないです。水産庁に行けばいろいろ言うものですから、私が悪者になっちゃうわけですよ。

藤田委員

やっぱり漁業者の方を守らないといけないので、そこはもう本当に、海を守ってらっしゃる以上、そこはやっていただかないといけないんですよ。だって、何も規制がかかってない人たちがいい思いをして、漁業者だけが結構縛られる感じでやるっていうのは、だれが聞いてもおかしいと思います。

藤木委員	それが、できないという水産庁の一番大きな理由っていうのはどういった点ですか。
議長	結局、遊漁の取り締り。まだ、数量も把握できてないこと。今からするのなら、同じように規制してくれということ。ただ、やはり県の方にも、もうちょっと強く水産庁に言ってもらえばと思う。この頃は、かなり水産庁にもやかましく話をしてるみたいですけど。
深川委員	マダイについて、他の県の状況はどうなんですかね。
議長	全部、同じなんですよ。 ただし、はっきり言ってマダイは、実際は獲れているんです。 ただ、昔は、平均で3千円から5千円（／Kg）したが、今は、千円（／kg）しないですよ。それに規制をかけて、どうするのか。資源管理といっても、もう漁業者は半分に減っているんです。増えてるのは遊漁者だけですから、そこに規制をかけるべきと思う。
田中委員	確かにそうですね。
議長	県からも強く言ってくれないか。
水産振興課	水産庁とは、いろいろ会話を通じて、熊本県が不利にならないように、働きかけていきたいと思っています。
議長	私の考えだと、マダイとかヒラメを漁業者が2、3尾獲って、市場がTAC管理で、出せないとなっても、全部、逃がさないで、持ち帰ってしまいますと、水産庁にも言っているんですよ。我々の身内でも守らないですよ、貴方達も、釣りに行ったら持って帰るだろうと。 県庁から天草にかなり釣りに来ているから、把握してくれと言っているが、把握してないですよ。
水産振興課	先ほど申しましたように国の方もちょっと遅いんですが、去年は鹿児島で遊漁の実態調査をされてるということです。その数字も聞いたところ、かなりの量があると把握していると。 今年度は、熊本県で行っています。本来であれば、漁業者の方からの漁獲情報をもとにTACの数量を決めていますので、今回行っています遊漁実態調査の数字に関しては、本来であれば、マダイの資源評価に加えた形で行っていただいて、その数字をもとにTACの数字を決めていただくという流れが筋かなというふうに思っておりますので、それについては各会議の場で国には訴えております。漁業者だけの数字で資源評価をするのではなくて、これまでわからなかった遊漁の部分についても、資源評価の中に組み込んだ形で、TAC数量を決めるべきだと。そ

れによっては、通常のTAC管理の開始までの期間が延びるということも考えられるという話までしておりますので、そこについては今後も引き続き訴えて参りたいと思います。

議長

私は水産庁に、承知していない。

水産振興課

会長にも、これからいろいろ会議の場で、ご出席いただきたい。

議長

遊漁船に乗ってるお客さんは、10人とか、少なくとも5人ぐらい。漁業者は、1人か、夫婦で2人ですよ。そして、遊漁者の方は、餌や道具でも、金をかけている。漁業者が釣らなくても、遊漁の方はいっぱい釣ってくる。捌き屋があるが、行って見たことはあるか。すごいもので、車は20台ぐらい並んでいる。マダイでもなんでもよく釣ってきて、そこで捌いてもらって、持ち帰っていくんですよ。

一度、見に行ってみてほしい。頑張ってくれ、漁業者のために。

深川委員

どこでやっているのですか。

議長

大矢野にある旧道で橋辺り、昔の1号橋になる。

藤田委員

捌いてもらってる人だけでなく、捌かずに持っていく人もいると思うが、その量を聞くと大体どれくらいっていう量がわかるのでしょうか。

平岡委員

ある程度、量のカウントは、できるでしょうね。

藤田委員

ただ、そのまま持って帰る人の分は、分からないということですよ。

田中委員

そこまでは、分からない。

水産振興課

今、水産庁で行っている事業としては、基本的には遊漁船へのアンケート調査という形で、実施しているものと認識しております。ただその遊漁船だけを対象にしているのかとか、実際そのアンケートの確度で、どのようになっていくのかっていう部分は現時点では、水産庁の方も、実態調査の手法の確立という形でやっておりますので、これまでの調査の結果と精度を確認しながら進めていくものと認識しております。

その他のプレジャーボート等の遊漁の採捕量が、どうなってるんだという話もございますので、それについても我々の方も調査していくのかという部分は、どうしても本県だけじゃなくて他県の遊漁の調査方法等も、TAC管理という形になりますと、影響して参りますので、画一的な手法として水産庁の方にも求めていくような形になるかと思っております。

佐々木委員	県の方で、この１０年のマダイとか、そういう水揚げ量のデーターは、取ってるのか。
水産振興課	タイ等の多くの魚種にはなってくるんですけども、統計としては国が作成した農林水産統計に掲載されています。１０年間と言わず統計が始まった当初から、具体的な年数はすぐに出てこないんですけども、それを通して、どのようなデータの推移になっているのか把握することは可能になっております。
佐々木委員	２、３年前ぐらいから資源管理の報告をするようになり、各漁協から出してる。私も見ていて、もう漁業者はマダイは釣らない。なぜかという安い。昔はマダイをわざわざ釣りに行って活かして持ってきていたけど、もう、安いので他の魚を釣りにいく。遊漁の方は、いっぱい来ている。牛深でも最近は、牽引車でボートを持ってきた。漁港課と相談しながら何隻とか制限している。しかし、また違う方法で持ってきて船を下ろしていくわけです。そして幾ら釣れるかデータを把握することは難しいと思うが、漁業者が水揚げするのはわかっていくだろうけど、それをずっと取って行って、本当なら３０年ぐらいとって、指摘しておけばよかったんです。一番獲れたときの数量というのを、基準にしてそれ以上は獲ってはいけないということを決めればいいんですけど、何年しかデータがないわけですね。 それではっきり言って、マダイは見なくなった。マダイも回遊魚で、今獲れるのは茨城、宮城。以前は、そっちの方まで、あまり獲れていなかったのですが、今は、青森や北海道。ブリも北海道が一番増えています。最後、そっちの方向行って、こっちの方では、もう二、三年前から少なくなっています。そのうち、いなくなるんじゃないかなと。放流効果がどれぐらいあるのか知りませんが、そういう状況です。しかし、やっぱり実績として数量を出しておいてください。
議長	他にございませんか。これ、まだ決定ではないんでしょう。
水産振興課	TACに追加ということは、決めないといけないところですけども、その先の規制の話は全く、いつになるかとか、確定ではない状況です。
議長	国には、もっと言ってもらわないと。
深川委員	県同士の話し合いて、ないんですか。 水産庁の方針も含めて、こういうものの了解をもらっていますけど、魚種選定でも、何でそれが必要なのかっていうのがよくわからない。 今回、マグロがまた増産になっているみたいですけど。
議長	マグロは、特定の漁業者が対象なのでまだ、いいですよ。マダイは、

近場なので、不特定の者が獲るのが一番問題ですよ。やはりその問題で会議は何時間にもなる。話し合いのときは私も頑張ってやりますので、県も、よろしくお願いします。

他にございませんか。

それでは特になさうでございますので、第2号議案に関しては、特に意見なしと答申してよろしいでしょうか。

委員

特にありません。

議長

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。

次に第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

第3号議案、令和7管理年度における「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について諮問させていただきます。

資料42ページの図1をご覧ください。資源管理の流れを簡単に説明します。漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、資源量推定や漁業の影響の評価及び将来予測を行います。その後、漁業者や各都道府県等関係者の意見を聴いた上で、管理の目標や具体的な方針が定められます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、すなわち年間漁獲可能量が設定されます。漁獲量がこの年間漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC管理と呼ばれるものです。

熊本県で漁獲される魚種として、マアジ、マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシ、マサバ・ゴマサバ、スルメイカ、クロマグロの7魚種、及び第1号議案で諮問いたしました、まだいがTAC管理対象魚種に該当します。図2をご覧ください。TAC管理では、まず、都道府県ごとに都道府県別漁獲可能量が国から配分されます。これは、各都道府県の漁獲量の上限になります。各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能量といいます。知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問した上で決定することとなっていますので、今回諮問させていただきます。

資料の43ページをご覧ください。令和7年1月1日から始まる令和7管理年度の「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決定する必要があります。熊本県の配分量は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は、まあじが290トン、まいわしが1,278トンです。

都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の上位80%を構成する漁獲量上位の都道府県には数量による配分がなされます。熊本県の漁獲実績は全体の80%には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という配分がされました。

配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和7管理年度における「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分への配分量は共に「現行水準」としたいと考えます。

続いて、カタクチイワシ、ウルメイワシ、マダイについてご説明します。資料44ページをご覧ください。まずは、令和6管理年度から導入されたステップアップ管理について説明します。通常の TAC 魚種では、例えばクロマグロのように採捕できる数量を配分して行いますが、新たな TAC 魚種については、その管理体制が整うまでは具体的な配分数量の設定や採捕停止等の命令を行わず、課題を整理し、それらを解決する取り組みを行いながら、ステップ1から3まで段階的に順次実施する管理をすることができるステップアップ管理という方法で行われます。具体的には、資料の図に示すとおり、ステップ1から段階的に管理を行います。ステップ1とステップ2の期間は、漁獲実績の報告は義務化されますが、採捕停止命令は発出されません。

また、ステップ1では、都道府県ごとに配分する具体的な数量は設定されませんが、漁獲可能量の内数として参考となる数量が配分されます。この期間は、漁獲実績の報告確認や情報収集体制の確立が行われます。

なお、ステップ1の期間は1年間で想定されています。

次のステップ2では、都道府県に対し漁獲可能量の試行的な配分が行われます。この場合、漁獲実績等を基礎に管理を行う目安として数量が提示されます。また、ステップ3に向けて、採捕停止命令等の措置の具体的な内容やタイミング等について事前検討が行われます。なお、ステップ2の期間は2年間で想定されています。

国は、資源管理の目標や管理の内容を決めた上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者等の意見を聴き、ステップ1及び2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3に移行することとしています。ステップ3からは通常の TAC 管理が行われます。都道府県に対する漁獲可能量の具体的な配分設定や採捕停止命令の措置が義務化されます。

資料45ページをご覧ください。それでは、今回の諮問内容である令和7管理年度の「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の熊本県知事管理区分への配分について説明します。今回、国は①のように、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の漁獲可能量をそれぞれ50,000トン、46,000トン、5,900トンと決めました。

次に、②ですが、国から「かたくちいわし対馬暖流系群」を「50,000トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」を「46,000トンの内数」、「まだい日本海西部・東シナ海系群」を「5,900トンの内数」で本県に配分しました。

都道府県への具体的な数量の配分はなく、内数として、系群を国が一括管理することになります。先にご審議いただきました熊本県資源管理方針では、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとしています。

以上のことから、本県の知事管理区分への配分量は③のとおり「かたくちいわし対馬暖流系群」が「50,000トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」が「46,000トンの内数」、「まだい日本海西部・東シナ海系群」が「5,900トンの内数」として、知事管理漁獲可能量を定めたいと考えています。

説明は以上になります。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ただ今、水産振興課から3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員 特にありません。

議長 それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第4号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 第4号議案 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の改正について諮問させていただきます。

まず、今回の諮問に至る経緯についてご説明いたします。

国は沿岸漁場整備開発法第6条に基づく水産動物の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針について、第8次栽培漁業基本方針を策定し、栽培漁業全体の方針を示しております。

本県でも第7次栽培基本計画を策定してまいりましたが、国の基本方針及び今後改正予定となる熊本県水産基本計画との調和を図るため、この度新たに策定するものです。

続いて、諮問内容である水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の改正内容についてご説明します。

まずは資料1の47ページをご覧ください。現在の基本計画は平成27年度から令和3年度を計画期間として策定され、栽培漁業の推進を図ってきました。

第8期の計画については、令和8年度までを計画期間とし、国が策定しました栽培基本方針に調和させて策定しております。

基本計画に定める事項を右側に記載させております。計画の根拠、目的としました栽培漁業基本計画は、沿岸漁業整備開発法第7条の2の第1項の定めるところにより県における栽培漁業を推進するために設定することができることとなっており、その内容は農林水産大臣が別途定める基本方針の内容と調和するものでなければなりません。

国の第8次基本方針の主なポイントとして、①放流効果の検証に基づく効果的な栽培漁業の推進、②広域プランに基づく種苗放流、③共同種苗生産体制の構築、④放流効果の把握と生物多様性の保全へ配慮、となっております。

続きまして、右側四角囲み内に基本計画に定める事項を記載しております。

内容としまして、「1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針」、「2 その種苗の生産又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類」、「3 前号の種類毎の水産動物の種苗の放流数量の目標」、「4 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項」、「5 第2号の種類に属する水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項」、「6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項」、「7 栽培漁業関連技術の達成目標」となっております。

資料1の48ページに第7期からの主な変更・追加とその理由を記載しております。

主な変更点としまして、「全体」、「第1（育成に関する指針）」、「第4（技術の開発）」、「第5（調査事項）」、「第6（種苗の生産、放流、育成）」は国基本方針との調整を図り修正しております。

「第2（水産動物の種類）」は試験の中止や終了、要望の限定的な魚種などの見直しを行っております。「第3（放流数量の目標）」は過去5か年の放流実績を参考に、魚種ごとに目標放流数量及び放流時の大きさを設定しております。

「第7（達成目標）」は熊本県栽培漁業地域展開協議会で実施する魚種に修正しております。

続きまして、資料2の49ページをご覧ください。こちらは第8期熊本県栽培漁業基本計画の概要となっております。国の基本方針と調和させる形で変更したものを反映させていただいております。

続きまして資料3の51ページをご覧ください。こちらが第8期熊本県栽培漁業基本計画の素案となります。資料1、資料2の内容を溶け込ませ、国の内容に調和させたもの及び今回の追加修正を溶け込ませたものとなります。全体の説明は割愛させていただきます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から、第4号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

佐々木委員

従来のマダイ、イサキ、クルマエビ、ガザミなど放流するのはわかるけれども、今、天草の海の中は、南方系の魚が増えてるんです。もう私も何回も言ってきたのですが、そういうのにも、もう少しは力を入れてですね。キジハタとかアカハタとかが増えてるんです。タイとかヒラ

メとか、ヒラメは効果があるからこれは良いが、タイなんかもうどこに行くかわからない。キジハタやアカハタは、地に付くわけです。そういうのをもう少し力を入れて欲しいなと思います。

水産振興課

今、ご意見をいただきましたキジハタについてなんですけれども、過去、熊本県でも試験をしております、その技術を今、くまもと里海づくり協会に技術を移転しているところです。里海づくり協会でも種苗生産を実施されてはいるけれども、技術的な困難さがあるということで、なかなか種苗を皆様に配布するまでには至っていないという報告を受けております。引き続き、協会としても継続して生産するという意向もありますので、この場で報告をさせていただきます。

佐々木委員

熊本は、技術がちょっと勉強不足なところもあるんじゃないかと思っています。山口県の萩辺りがどんどん、稚魚を放流して成果が出ているわけです。私の近くに里海づくり協会があって、その話を聞けば、病気が心配で、タイなどに病気がうつらないようにしないといけない。それには建物とかを別に作らないといけないので、県にはお金がないからそういうのはできないという話も聞きました。やっぱり漁業者が必要な魚を作ってくれた方が、我々の漁業者も助かると思いますので、前向きに考えて、技術の向上もしていただきたいと思います。

友村委員

御所浦です。4年間赤潮が出ているが、時期がちょうど、マダイの放流時期に当たるわけですね。ちょっと時期をずらして、できないかという相談をしたんですけども、里海づくり協会の方が、いやもう放流期日は決まっていますという。でも赤潮がある中に放流すると実際、良くないわけですね。大きくはなるけれど、赤潮がなくなってから放流をしてもらうように、ご検討をお願いいたします。

水産振興課

今年度も協会から御所浦地区で赤潮が出ているという話を聞いております、それで地元の方もすごく苦勞されたということは報告を受けております。引き続き放流時期については、現場の声を聞きながら調整するよう努めて参ります。

議長

他にありませんか。

それでは、他に無いようですので、第4号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第4号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして協議事項です。第5号議案「令和6年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に

事務局

関する合意書に基づく協議会について」、事務局から説明をお願いします。

委員会事務局でございます。

始めに、資料５７ページをご覧ください。

長崎県南部海区漁業調整委員会と当委員会との間で締結された協定書を付けております。また、資料５９ページに参考として区域図をお示ししております。

まず、この協定書が締結された背景を説明致します。協定書の区域につきましては、昭和５０年代から平成１０年頃にかけて、熊本県が国の補助事業として承認を受けて魚礁を設置した区域になります。この魚礁に集まる魚の群れを狙った長崎県籍のまき網船団の操業が問題となったことから、まき網船団の操業禁止に関する天草不知火海区漁業調整委員会の委員会指示を平成８年２月に発出しました。その後、長崎県との協議を経て、天草市五和町地先と天草郡苓北町地先の対象海域におけるまき網漁業と釣漁業の操業秩序の確保を目的とした本協定書を平成１４年に締結しました。

苓北地先のＡ区域におきましては、長崎県のまき網漁業は、３月１日から９月３０日まで操業禁止となります。

五和地先のＢ区域におきましては、長崎県のまき網漁業は周年操業禁止となります。

この協定の第４に、「本協定の履行状況等を協議するため、両海区漁業調整委員会は、定期的に、また必要に応じ協議を行う。」とあります。

これを根拠に、資料６０ページの協定第４に関する合意書を同日に作成し、合意書に基づき毎年１回、当該区域における操業状況に関して協議を行っており、今回で通算２１回目の協議となります。

また、協議会の開催につきましては、資料６１ページの協議会運営要領の第４の２により、開催地は原則として両県交互とすると定められており、令和６年度の協議会は、長崎県において１月又は２月の月夜の期間に開催を予定しています。

また、委員は運営要領第３に、海区漁業調整委員３名、関係漁業者代表２名とされており、海区漁業調整委員会からは、江口会長、前田副会長、関係地区の一つである苓北地区の漁業者代表委員であります廣田委員に、御出席をお願いしたいと考えております。

なお、漁業者代表２名については、天草漁協五和支所及び苓北支所から１名ずつ推薦をいただきたいと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から、第５号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

それでは、他に無いようですので、第5号議案については、事務局案のとおり、私、江口と前田副会長、廣田委員に加え、天草漁協の五和支所、苓北支所から各1名の漁業者代表者を推薦いただき、計5名で、協議に出席するということとします。

次は報告です。「くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

「くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」報告させていただきます。

資料63ページをご覧ください。上段に記載のとおり、令和6年10月29日付けでくろまぐろ漁獲可能量における都道府県別漁獲可能量の融通の通知があり、本県の都道府県別漁獲可能量が変更されました。

今回の変更は、漁獲可能量の融通制度を活用したものです。

融通制度とは、都道府県や大臣許可漁業の区分間で漁獲可能量の交換又は譲渡することができる制度です。本県からは、天草漁協からの要望を踏まえ、大型魚の漁獲可能量2トンを出す代わりに、小型魚の漁獲可能量2トンを受け取る要望を提出し、要望通りに受け入れられましたため、漁獲可能量を変更しご報告するものです。

なお、知事が特定水産資源の知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、漁業法第16条に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

しかし、都道府県別漁獲可能量は、留保からの配分や融通などにより、管理年度途中に変更が生じることが見込まれ、それに伴い、知事管理漁獲可能量を速やかに変更する必要があります。このため、管理年度途中での都道府県別漁獲可能量の変更に伴う知事管理区分への配分量の変更については、令和6年1月18日開催の第396回委員会においてお諮りしたとおり、熊本県資源管理方針に定められている配分方法に従って、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分に配分し当委員会へ報告させていただくものです。

以上のことから下段の「知事管理漁獲可能量への配分結果」にありますとおり、今回、知事管理漁獲可能量は、小型魚が14.0トンから15.8トンに、大型魚が6.2トンから4.4トンに変更になりました。

なお、今回の小型魚と大型魚の知事管理漁獲可能量の配分量の変更については、令和6年11月15日付け県公報で告示するとともに、水産振興課のホームページ上で公開しました。説明は以上です。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

佐々木委員	来年度の増枠はわかっていますか。増加すると聞いているが。
水産振興課	来年度の配分方法については、現在、国の方で配分基準等を検討しているところであり、小型魚で1.1倍、大型魚で1.5倍の増枠と聞いている。 配分量の算出方法については、これまでの漁獲実績を踏まえて、基準値を算出し、令和6管理年度の当初配分と実績ベースにより配分方法が変更される予定。来週以降、意見交換会で関係者の意見を聞きながら定められるものと考えています。
議長	他にないようですので、「くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」の報告は終わります。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。 事務局から何かありますか。
事務局	お知らせです。 去る10月29日、福岡市で開催された全国漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において、本県の海区漁業調整委員会を代表して、江口会長にご出席いただき、前回当委員会で協議いただきました国への提案事項について、他県の提案と併せ、全て承認されましたこと、お知らせいたします。 なお、今後、各ブロックの提案事項が全漁調連事務局で取りまとめられ、来年度開催の全漁調連総会に諮って、国へ提案活動が行われる予定です。以上です。
議長	他にありませんか。
議長	それでは、これで第401回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。 以上